



令和 3 年 第 2 回 総 会  
会 議 録

期 日 令和 3 年 2 月 2 6 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

# 令和3年第2回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1日    令和3年2月26日（金）

## 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	7	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	8	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	9	農地法第3条許可申請について
5	10	農地法第5条許可申請について
6	11	農用地利用集積計画の調整について
7	12	令和3年度農作業標準賃金について
8	13	枕崎市農地賃借料情報について

## 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
2月26日	午後1時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について      日程第1号
		5. 議案上程            日程第2号～日程第8号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

11番 中原敬彦 農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広  
主幹兼農地係長 永江靖博  
農地係参事補 前原光博

午後 1 時 3 0 分 開会

議長 開会前にお知らせします。

1 1 番中原委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和 3 年第 2 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

3 番水野委員、4 番篠原委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 7 号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては記載のとおりです。

整理番号 7 0 号・7 1 号は所有者変更による合意解約で利用権設定を受けた者農事組合法人 ○○○○、利用権設定をした者 ○○○○さんと○○○○さんです。

今回の合意解約は畑が 2 筆 2, 515 m<sup>2</sup>です。

以上は農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 7 0 号及び 7 1 号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第8号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号 西白沢地区7号、〇〇〇〇さんは経営類型 その他（果菜+豆類）で経営面積は50aです。農業労働力は2名です。

〇〇〇〇さんは、担い手育成総合支援協議会の青年等就農計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

名簿登録番号 茅野地区36号、〇〇〇〇さんは経営類型 工芸農作物で経営面積は350aです。農業労働力は2名です。

〇〇〇〇さんは、担い手育成総合支援協議会の農業経営計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

（整理番号3号）

整理番号3号の申請地は、豊留町〇〇番、畑、1859㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、81歳、板敷本町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、79歳、瀬戸町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号3号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号3号の申請地については5・6ページに掲載してあります。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

8番（俵積田広昭委員） 整理番号3号について報告いたします。

2月13日譲受人立会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は瀬戸集落に居住する お茶認定農業者です。

お茶栽培を主として、妻と娘と3人で農業を営んでいます。

申請地説明は事務局の説明のとおりです。

枕崎市豊留町〇〇番地は小集団の農地です。

北側と東側は山林、南側の西側も山林、南側の東側は譲受人のお茶畑です。

西側は道です。

経営規模拡大の為、権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号3号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件で、所有権の移転に関する申請が4件、使用貸借権の設定が1件です。

[整理番号5号]

整理番号5号の申請地は塩屋北町〇〇番〇、畑、500㎡です。

借人は〇〇〇〇さん、団体職員です。

貸人は〇〇〇〇さん、無職です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の母です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいのため、母所有の申請地に居宅を新築して移転したいため。」とのことです。

申請地は9ページに掲載してあります。

火之神保育園から北側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は500㎡で問題ないものと思われま

一般住宅転用にあたり、現況のまま、整地をおこないますが、北側には既存の擁壁、南側には、既存のブロック積み、西側農地境界には 60cm のブロック壁を施します。

建物は高さ 5.1m の平屋であり、境界より 1.8m 以上控えて建築します。

また、申請地への出入りにあたって、歩道及び塩屋公民館所有の防風林跡地を通行しますが、同意は得ているとのこと。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 6 号]

整理番号 6 号の申請地は鹿竜麓町〇〇番、畑、125 m<sup>2</sup>外 3 筆、合計 455 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇公民館 代表者 〇〇〇〇さん、地域住民の共同活動事業です。

本市の認定を受けた法人格を有する地縁団体です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職、〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場、ふれあい広場です。

申請事由は、「譲渡人から有効活用してもらいたいと寄付の申出があったため、申請地を公民館の駐車場及び行事等を開催する際のふれあい広場として利用するため。」とのこと。

計画内容は普通自動車 4 台、軽自動車 3 台分の駐車場と行事等を開催する際のふれあい広場の設置です。

整理番号 6 号の申請地は、11・12 ページに掲載してあります。

南方神社から北側〇〇m 及び〇〇公民館北側に隣接しています。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.4ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

計画面積は 455 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

駐車場、ふれあい広場への転用にあたり、申請地内の植栽はそのまま残しますが、一体で利用する現在の公民館敷地との境界ブロックは撤去し、整地します。周囲境界には既存の石積及びブロック積が施されています。

雨水については、自然流下により公民館敷地にある排水パイプにより、西側側溝により処理する計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 7 号]

整理番号 7 号の申請地は妙見町〇〇番、畑、300 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん、団体職員、〇〇〇〇さん 会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいであるが、自己の住宅を建築するため。」とのこと。

申請地は 14 ページに掲載してあります。

妙見センター敷地より東側約〇〇m に位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の 55m 以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずはやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 300 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われま

す。一般住宅への転用にあたり、現況のまま、整地をおこないます。周囲境界には、西側は既存の擁壁があり、北側及び東側境界は擁壁を設置します。

また、隣接農地からは 2.0m 控えて平屋建てです。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 8 号〕

整理番号 8 号の申請地は妙見町〇〇番，畑，344 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，公務員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，住んでいる場所が住宅危険地域になっているので，早急に住宅を建築し転居したいため。」とのこと

です。申請地は，16 ページに掲載してあります。

妙見町・瀬崎機械より北東〇〇m及び〇〇公民館西側に隣接し，集落内に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり，農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第 2 種農地と判断しま

す。代替地も検討しましたが，適地が見つからずはやむを得ず申請地を一般住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 344 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われま

す。一般住宅への転用にあたり，南側境界には既存のブロック積，東側は既存の擁壁にフェンスを施し，土砂雨水等が周辺土地に流出しないよう措置する計画です。

建物は高さは 5.0m の平屋であり，東側は，2mほど低くなっており，境界より 4 m程控えて建築します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 9 号〕

整理番号 9 号の申請地は木原町〇〇番〇，畑，124 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社役員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，自営業です。

転用目的は駐車場及び菜園地です。

申請事由は、「自宅敷地では車置場が不足していることから、自宅近くの申請地を駐車場と確保したい。併せて、一部を菜園地として利用するため。」とのことです。

計画内容は普通自動車3台分の車置場の設置と一部、菜園地としての利用です。

申請地は、18ページに掲載してあります。

県道枕崎・知覧線沿い浜村建材店より南東側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、駐車場、菜園地で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は124㎡で問題のないものと思われま

す。駐車場、菜園地への転用にあたり、周囲に、ブロック積を設置します。

車の出入りは南側通路からおこないます。

また、南側の通路について、個人所有であることから、通行については、承諾をとるよう指導したところです。

なお、申請地は譲渡人が、平成16年5月に一般住宅として許可を受けておりましたが、事情により転用事業が達成できず、旧所有者に土地の返還もできなかったため、土地の所有のみ、おこなっておりました。今回、譲受人が見つかり、駐車場、菜園地として、新たに転用申請するものであり、その旨、顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号5号から7号の3件について、篠原委員をお願いします。

4番（篠原委員） 2月17日に白澤農業委員、有村推進委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

この日は、時折雨風強い寒い日でした。

まず整理番号5号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

5号の申請地は、説明にありましたとおり、塩屋北町に位置する農地で、現在、耕うん管理された農地です。

申請地の北側は宅地、西側は畑、東側は道、南側は現在新築中の宅地です。

分筆し、申請地を一般住宅として、利用されるものです。

北側には擁壁、南側には、ブロック積み、西側農地境界にはブロックを設置し、周辺へ土砂雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり、境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、東側・側溝へ放流します。

生活排水も東側市道に埋設されている下水道管へ排水します。

なお、分筆し農地として残る部分は、畑として利用することです。  
被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われます。

整理番号6号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇公民館の館長、〇〇〇〇さんと会計の〇〇〇〇さんです。  
転用目的は駐車場、ふれあい広場です。

2号の申請地は、説明にありますとおり、鹿籠麓町に位置する小集団の農地で、現在、保全管理された畑です。

申請地北側は道、西側は宅地及び道、南側は公民館敷地、東側は畑です。

申請地内の樹木は譲渡人の希望によりそのままにしますが、公民館敷地との境界ブロックは取り除き利用します。周囲境界には石積とブロックがあり、土砂の流出もなく、建物の建築もないため日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、自然流下により公民館敷地にある排水パイプにより、西側側溝により処理する計画です。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

整理番号7号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

7号の申請地は、説明にありますとおり、妙見町に位置する集団的な農地で、現在、耕うん管理された農地です。

申請地は、北側は2mほど低くなっており畑、西側は1.5m高く宅地及び畑、南側は道、東側は2mほど低く宅地です。

西側は擁壁があり北側及び東側境界は擁壁を設置し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

隣接する農地から控えて、平屋建てであり、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については南側、市道側溝へ放流します。

生活排水は合併浄化槽で処理後南側市道側溝へ排水します。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号8号及び9号の2件について、白澤委員お願いします。

6番（白澤委員） 整理番号8号について報告いたします。

立会人は申請人の妻、〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

8号の申請地は、説明にありますとおり、妙見町に位置する小集団の農地で、現在、保全管理されています。

申請地は、北側は道及び公民館敷地、東側は2mほど低く、公民館の広場、南側は宅地であり、周囲に農地はありません。

南側境界にはブロックがあり、東側は擁壁にフェンスを設置し、土砂雨水等が周辺土地に流出しないよう計画します。

建物は平屋であり、境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、西側、市道側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も合併浄化槽で処理後西側市道・側溝に排水する予定です。

また、東側の公民館敷地の境界が、明確でなく、土砂流出の恐れがありましたので、十分な土留め対策をおこなうよう指摘したところです。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。次に整理番号9号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場、菜園地です。

9号の申請地は、説明にありましたとおり、木原町に位置する小集団の農地で、現在、菜園となっています。

申請地は、北側は宅地、東側は道、西側は畑、南側は道路です。

周囲に、ブロック積を設置し、周辺土地へ土砂雨水の流出を防止します。

建物の建築もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下及び地下浸透により処理する計画です。

申請地内に譲渡人所有の廃材が置かれていたため、処分等について所有者と協議するように伝えております。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われま

す。以上で報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番(眞茅委員) 整理番号5号の件ですが、この〇〇-〇は、私が以前現地調査に行きました。

その際、分筆された〇〇-〇から〇〇-〇の方向へ排水が流れる傾斜になっていたのですが、今回〇〇-〇にブロックを積むことによって〇〇-〇の排水対策は、どのように検討されたのでしょうか。

〇〇-〇に流れ込むような対策をお願いしたのでしょうか。

事務局 〇〇-〇につきましては、東側の排水へ導入する計画になっています。

〇〇につきましては、さほど東側の方から流れる恐れはなかったもので、現状では指摘していません。

畑ですので、もともとの自然流下等で対応出来るのではないかと思われました。

また、今までも周辺に被害はなかったことから、そのままが良いのではないかという判断です。

以上です。

7番(眞茅委員) はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号5号から9号の5件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第11号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号22号から39号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外17名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外31名で、設定面積は、田が4筆1,356㎡、畑が48筆50,165㎡、樹園地が33筆39,656㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号2号、譲渡人は茅野町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は農事組合法人〇〇〇〇です。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は、656㎡です。

整理番号3号、譲渡人は大塚中町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は大塚中町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。

移転面積は2筆で1,548㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号22号から35号まで、並びに所有権移転の整理番号2号及び3号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第11号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号令和3年度農作業標準賃金についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号、議案第12号、令和3年度農作業標準賃金につきまして説明いたし

ます。

農作業標準賃金の設定につきましては、毎年見直しを行い農業委員会の承認を経て、次年度の農作業賃金の目安として公表をしているところです。

鹿児島県の最低賃金が、令和2年10月で改定され、1時間あたり790円から793円となりました。

現在の一般農作業賃金の日額は6,400円で、時間単価にしますと、県の最低賃金の時間単価を上回ることから、昨年度と同額の日額6,400円以上とし、その他の作業賃金についても、作年度と同額としています。

以上の様に改定したいと考えております。

審議の方よろしくお願い致します。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号令和3年度農作業標準賃金については、事務局の説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市農地賃借料情報についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8号議案第13号 枕崎市賃借料情報についてご説明申し上げます。

昨年1月から12月に利用権が設定されたものを集計してあります。

賃借料情報につきましては各農業委員会が実際の賃借料を集計し、平均額、最高額、最低額など、地域の実勢額を提供することになっています。

畑、樹園地については基盤整備地域と未整備地域に分けて情報提供を行っていますが、田につきましては件数が少ないため、市全体での掲載となっています。

この標準額はあくまでも「目安」であり、生産性及び利用上の条件等を考慮し、相互の話し合いで決めていただくこととなります。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番(眞茅委員) 基盤整備地区は、水代が含まれているんですか。

事務局 水代につきましては、双方の取り決めで含んでいるケース、含んでいないケースあるかと思えます。

農業委員会には利用権の設定の時点での単価や畑一枚あたりの値段で申請をして頂いています。

その額での集計ですので、水代を含むものと含まないものが混在しているかと思えます。

7番(眞茅委員) はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8号枕崎市農地賃借料情報については、事務局の説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午後 2 時15分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 水野 正子

会議録署名委員 篠原 正